

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

鷹栖町農業委員長 様

譲渡人（貸主） 住 所
 職 業
 氏 名 ⑩
 生年月日 年 月 日生

譲受人（借主） 住 所
 職 業
 氏 名 ⑩
 生年月日 年 月 日生

法人の場合は主たる事業所の所在地、業務の内容
 名称及び代表者氏名

次のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用 状況	10 a 当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域、市 街化調整区域、 その他の区域 の別
		登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	
鷹栖町	番								
鷹栖町	番								
鷹栖町	番								
鷹栖町	番								
鷹栖町	番								
鷹栖町	番								
計		田			注1 「利用状況」欄には、普通畑、野菜畑、果樹畑等の別を記載すること。				
		畑							
		農地計							
		採草放牧地							

2 転用計画

(1) 転用の目的

--

(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細

--

(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間

令和 年 月 日から 年間

(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	第1期				第2期	合計		
	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
土地造成								
建築物								
小計								
工作物								
小計								
計								

4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	設定 ・ 移転			

5 資金調達についての計画

(1) 資金

区 分		金額 (千円)
自己資金	預金	
	有価証券	
	現金	
借入金	金融機関 ()	
合 計		

注1 自己資金の「預金」については、残高証明書等を添付すること

2 借入金については、借入先を明らかにするとともに融資証明書等を添付すること。

(2) 事業費

区 分	単価 (千円)	金額 (千円)
合 計		

6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

--

7 その他参考となる事項

- (1) 許可申請地について、土地改良事業等の農業投資が行われたもの又はその計画のある者についてその事業の種類、施行時期等

--

(2) 許可申請地について、都市計画の区域、地域及び地区等の決定の有無及びその内容等

(3) 許可申請地が都市計画法による市街化調整区域内にあって、その転用行為が、同法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないときはその旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由

(4) 転用候補地内に道路及び水路等がある場合の措置

注 1 添付する書類及び図面

- (1) 許可申請地の登記事項証明書
- (2) 許可申請地の位置及び周囲の状況を表示する図面
- (3) 許可申請地の地番、地目及び周囲の現況地目を表示する図面
- (4) 一筆の土地の一部について転用しようとする場合は、その土地を特定する実測図
(縮尺 300 分の 1 から 2,000 分の 1 程度)
- (5) 転用候補地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面
(縮尺 100 分の 1 から 2,000 分の 1 程度)
- (6) 申請者が所有者でない場合は、その権利者の同意等を確認できる書面
- (7) 許可申請地に賃借権等の使用収益権を有する者がいる場合は、その権利者の同意等を確認できる書面
- (8) 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面
- (9) 当該事業に関連して、法令の定めるところにより許認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了しているときは、それを証する書面又はその写し
- (10) 当該事業に関連して、取水又は排水についての水利権者等の関係者から同意を得ているときは、それを証する書面又はその写し
- (11) 許可申請地が土地改良区の地区内にある場合は、その土地改良区の意見書
- (12) 法人又は団体にあつては、定款、寄附行為又は規約及び法人の登記事項証明書
- (13) その他参考資料

2 申請書及び 1 の (4) の実測図は、3 部提出すること。

3 1 の (4) の実測図以外の添付する書類及び図面は、2 部提出すること。

4 大規模な転用計画の場合は、必要に応じて別紙で事業計画書等を添付すること。